

## 民法の改正と税法への影響

### 配偶者居住権の創設

- ・被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に居住していた建物（以下、居住建物という）の全部について無償で使用及び収益する権利（配偶者居住権）を取得する。
- ・配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とする。
- ・居住建物の所有者は、配偶者に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。
- ・配偶者は居住建物の通常の必要費を負担するものとする。

**【税務】** 配偶者居住権は、使用及び収益する権利を配偶者に与え、所有者の所有する処分する権利に制限を設けることになるため、現在の評価額を配偶者と所有者に按分するような評価基準が設けられるとされます。

### 配偶者に対する居住用不動産の贈与又は遺贈

婚姻期間が20年以上の夫婦である一方の被相続人が、他の一方である配偶者に対し、その居住に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与したときは、被相続人は特別受益の持戻しを適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

**【税務】** 贈与税の配偶者控除として既に婚姻期間が20年以上である配偶者に対する居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与については、2,000万円までは非課税となる制度があります。しかし、金銭の贈与については、持戻しの可能性もありますので、居住用不動産（現物）での贈与が多くなるものと思われま

### 預貯金債権

各共同相続人は遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の1/3に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額（当面必要な生計費、葬式費用を限度）については、単独のその権利を行使できる。

**【税務】** 税額計算には直線影響しませんが、相続実務において遺産分割が成立するまでの間、口座が凍結され出金できない問題が一部解消される見込みです。

### 遺留分制度の見直し

- ・遺留分権利者等は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する **金銭の支払いを請求**することができる。
- ・遺留分の計算の対象となる贈与の範囲について、相続人に対する贈与は相続開始前の10年間に限定される。

**【税務】** 税額計算には直接影響しませんが、相続人間の争いについて迅速な解決につながるものと思われます。

上記の改正は平成30年7月13日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

### 未成年者の年齢引下げ

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立しました。平成34年4月1日から成年年齢は18歳になります。

**【税務】** 所得税や相続税並びに贈与税で適用要件を20歳としているものがあります。これらの内容については、民法の改正により18歳になる可能性もありますので、今後の改正に注目です。

項目	内容
相続税の未成年者控除	税額控除：20歳に達するまでの年数×10万円が相続税額から控除できる。
相続時精算課税	贈与者の推定相続人である直系卑属のうち贈与年の1月1日において20歳以上のある者が適用できる。
住宅取得等資金贈与の特例	受贈者要件：贈与年の1月1日において20歳以上であること。
結婚・子育て資金贈与の特例	受贈者要件：20歳以上50歳未満であること。
事業承継税制	経営承継受贈者要件：20歳以上であること。
NISA	口座開設年の1月1日において20歳以上であること。